

# 押印の見直しに関する方針

令和2年12月16日市長決裁

## 1 趣旨

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人との身体的距離を確保する新しい生活様式が推奨されています。新しい生活様式は、私たち行政も例外なく実践すべきものであることから、これを市民の利便性向上や手続の簡素化に向けた好機と捉え、押印の見直しを行うものとします。

押印の見直しについては、国において新型コロナウイルス感染症に起因する行政改革の一環として大胆な取組み方針が示されており、また、本市が実施してきたこれまでの取組みを一層推し進めるものとして、積極的な見直しを行います。

これまでに見直しの対象となる書類や手続の洗い出しを実施しており、これらの書類や手続については、下記の方針に基づき各所属において対応を進めるものとします。見直しの経過や結果については、順次公表するものとします。

## 2 方針

- (1) 市民等が行う行政手続上の書類について、記名のみで手続が済むようにし、押印は不要となるよう検討してください。
- (2) 記名のみで対応できない場合は、例外的に署名で対応するようにしてください。
- (3) 署名の代替方法としてやむを得ない場合のみ、押印を使用してください。  
※記名…本人が手書きするのではなく、印刷・ゴム印・代筆等により氏名を記すこと。  
※署名…直接本人が氏名を書くこと。

## 3 対応

押印の根拠別に次のように対応します。

- (1) 市の規則・要綱等によるもの…令和3年3月中を目途に押印の見直しを行います。
- (2) 根拠がないもの…令和3年1月中を目途に押印の見直しを行います。
- (3) 国・県その他の団体の例規・通知等によるもの…国・県等の様式の見直しに合わせ、対応していきます。

#### 4 見直しの例外

次のものについては、見直しの対象外とします。

- (1) 地方自治法第234条第5項の規定により記名押印する契約書
- (2) 入札・契約・見積り・請求等に係る書類
- (3) 国・県の法令、告示、通知又は本市以外の団体の規則等による書類
- (4) 文書の真正性を担保するため、実印の押印を求めている書類

※法令等の改正又は制度運用の変更により、見直しの対象となることがあります。